

松 山 大 学 論 集
第24卷第4 - 2号抜刷
2012年10月発行

出雲松江藩の錢遣い

岩 橋 勝

出雲松江藩の銭遣い

岩 橋 勝

1 はじめに

近隣を銀遣いの鳥取藩領や石見の天領・諸藩領に囲まれていたにもかかわらず、なぜか出雲のみ高額取引でも「銭遣い」¹⁾であったことは、意外にこれまでさほど意識されていない。三貨制度下における近世貨幣の流通実態がきわめて多様であったことは、近年ようやく認識されつつあり、「金遣い」「銀遣い」という単純な二択的解釈を排して、地域の実態観察を個別に進めていく必要がある。各地域の取引基準貨幣が何であったかは経済行為のもっとも基本的部分であり、三貨の相場変動や信用取引の決済に関連しているのみならず、国内市場の統合度を検討する際の大きな要素をなすからである。

松江藩の貨幣流通のありかたについては、主として『松江市誌』(1941)を典拠として、すでに30年前、次のような観察事実を概括している²⁾すなわち、

- ① 延宝3(1675)年以降天明7(1787)年まで銀札が合わせて3回発行された。しかし、安定・長期流通とはいえず、しばしば札騒動に見舞われ、札の償還や加印札との交換等を行った。それでも銭不足のためか、札価下落したままで断続的に使用され、明和4(1767)年の新札切替時には1匁=60文通用のところ、20文にまで下落し、通用停止に追い込まれた。

1) ここで「銭遣い」とは、取引に際して銭貨を基準としていることを意味し、たんに授受される貨幣として銭貨が「遣われる」ことのみを意味しない。いわゆる「銭建て」取引で、決済の際に金貨や銀貨が使用される場合も「銭遣い」と定義される。

2) 岩橋勝「徳川後期の『銭遣い』について」『三田学会雑誌』73-3, 1980年, 81-83頁。

- ② 17年後の天明4(1784)年, 三たび銀札が発行され, その額面は5匁~2分の4種であった。同7年, 100文, 30文, 20文の錢札が発行されると銀札はいったん停止となり, 寛政元(1789)年にあらたに2分, 3分, 「1分」³⁾の銀札通用令を出した。以降, 錢札と銀札が混合流通した。
- ③ 天明頃より松江城下で使用が始まった「連判札」(額面1~3貫文が中心)は, 明治初年にかけて大量に流通したとされる。
- ④ 明和頃(1760年代)の松江藩借財先の銀錢実質比率は, 銀36%, 錢64%というように, 藩財政で錢貨の占める比率が高かった。
- ⑤ 弘化4(1847)年松江藩が領内から調達した御用金額内訳が, 金銀での調達(すべて城下)は13%, 錢貨での調達は86%(大半が城下以外の「十郡」より)と, 大半錢貨(このうち最高額寄金者は鉄山師・田部家による2万2千貫文)であった。

ここで問題となるのが次のような課題である。すなわち, ①松江藩領では近世初頭から「錢遣い」が基本だったのか。②錢貨が取引基準貨幣のみならず, 交換手段としても流通貨幣として使用されたのか。③ある程度は交換手段として使用されたとして, そのような大量の錢貨をどのように調達したのか。④天明期頃より領内で使用が広まったとされる連判札は実質的に藩札とみなされる一方, 明治初年のいわゆる藩札処分の際にはあくまで私札として処理されたともいわれる。18世紀末以降の藩札と連判札はどのような関連にあったか。

本稿では, その後目に触れることのできた諸史料・文献を検討し, 出雲地方の貨幣流通上の特徴を探りたい。

3) 『松江市誌』360頁にはたしかに「銀1分札」がこの期に出された記述になっている。しかし, この1分札は「1匁札」の誤植であって, 天明7年に初めて発行した錢札の幕府向けダミーであったと推測される。当時, 銀1匁=錢100文であって, 銀札1匁, 3分, 2分は実質, 錢札100文, 30文, 20文と同値であるからである。

2 領内流通貨幣の実態

すでに観察したように、近世中期以降の松江藩財政では錢貨の比重が小さくなく、城下以外の農村・山間部である、いわゆる「十郡」⁴⁾からの調達資金は金銀貨ではなく、錢貨が基本となっていた。いかにも郡部の経済規模が小さく、小口取引に便宜な錢貨が流通貨幣の中心であったから御用金等も錢建てであったようにみられる。たしかに、すでに確認しているように、弘化4(1847)年に藩府が領内から御用金を調達した際は、「十郡」からの寄金者747人すべてが錢貨で応じており、その総額は32万8千貫文余であった。しかし、1人平均額は440貫文と、けっして小口の額ではなかった。しかも農山村部で最高寄金額は2万2千貫文であって、鉄山師田部家ほか1名の2口もあった。これは城下での最高額寄金者1,300両(錢貨換算で9,687貫文)よりもはるかに高額であった。

このように松江藩領では城下では金銀貨が使用されることはあっても、藩領全体では錢貨が主要な貨幣であったため、藩財政における錢建て収支の比率もけっして小さくなかった。では近世初頭から錢建て経済が主流であったのであろうか。以下、判明する限りの史料からその推移を探ってみよう。

まず、松江城下での家屋敷売券を見てみよう。近世を通じて町役人を務めた瀧川伝右衛門家には中期までの4通の同家集積売券⁵⁾が残っているが、次のように取得金額はいずれも銀建てであった。

慶長17(1612)年3月	矢島常穩宅	間口8間半	銀1貫550目
元和7(1621)年3月	天王寺屋清三郎宅	間口5間	銀1貫200目
万治元(1658)年12月	近江屋多右衛門宅	間口8間半	丁銀5貫目

4) 「十郡」とは、鳥根・秋鹿・意宇(以上3郡は、現在「八束郡」)、楯縫・出雲・神門(以上3郡は、現在「簸川郡」)、能義、大原、仁多、飯石の10郡。合わせて、松江城下に対する郡部を総称して用いられた。

5) 『松江市誌』44-48頁。

元禄11(1698)年12月 扇屋善四郎宅 間口2間半 札丁銀1貫600目

ここで注目すべきは、家屋敷の取引価額が銀建てであったということ以外に、同じ銀表示でも、「銀」「丁銀」「札丁銀」と3種に使い分けられていることである。はじめの2例は単に「銀」とのみあるが、これは幕府正貨である丁銀が地方へはまだ十分に出回らず、逆に大森銀山に近く、いわゆる「領国銀」が丁銀よりも多く使用されていたためであると考えられる。この領国銀は早いところでは寛文期(1661-73)以前に、大部分は元禄期(1688-1704)までに廃止された⁶⁾したがって、第3、4例の「丁銀」「札丁銀」は取引基準のみならず、実際に丁銀や藩札でもって家屋敷代が支払われたことを意味している。

農村部での近世前期売券はほとんど見るができないが、明和4(1767)年に大原郡三代村の年寄・庄屋が連名で近傍の山崎村太郎兵衛から1年間、年利1割8歩で銀1貫目を借用⁷⁾しているように、銀遣いであった。しかし、同郡の旧加茂町域で寛政期以降判明する借用証文はすべて銭建て⁸⁾となっており、少なくとも18世紀末以降は銭建てが主流となったようである。

一般に藩財政関連等の、領主サイド項目は金・銀遣いで表示されることが多い中、松江藩領では銭建て表示の比率が近世中期以降目立った。このような収税や財政収支計算が近世前期ではどうであっただろうか。まず初期の小物成賦課事例として、寛永12(1635)年の島根郡美保関浦の場合が判明しており、「山手役」が銀50目、「地銭」が254匁、「大舟役」が60目、「小舟役」が50目と、すべて銀建てであった⁹⁾。前時代からの遺制と考えられる銭貨で賦課されるべき浦方の宅地税が、他の税目同様に銀で賦課されているのは、当時流通貨幣とし

6) 榎本宗次『近世領国貨幣研究序説』東洋書院、1977年、70頁、および小葉田淳『日本の貨幣』至文堂、1966年、126頁。

7) 中村季高『加茂町史考』資料篇、加茂町史考頒布会、1956年、262頁。

8) たとえば『加茂町史考』資料編、112頁。なお、加茂町は現在、雲南市に併合されている。

9) 勝田勝年編『美保関町史料』美保関町、1979年、132頁。

ても銀貨が主流であったものと考えられる。さらに、寛文2(1662)年、松江藩士岸崎佐久治「免法記」によれば、水田における糠・藁・畳・薦・綿銀等が米高で算定されたものの貨幣換算に際し、「米1俵ニ付丁銀15匁」¹⁰⁾というように銀貨が使用されている。個別項目の賦課額は小口であるので、錢建ての方が便宜であると思われるが、当時領内では銀遣いが基本となっていたのであろう。さきの美保関浦では正徳4(1714)年に酒造を営む2名が運上を上納した記録¹¹⁾が残っているが、それぞれ234匁、117匁と小口ではなかったこともあって、丁銀での納入であった。

寛文12(1672)年「御成稼目録」¹²⁾によれば、当年の収納米が16万420石余、貨幣収納が「鉄買立銀」401貫目余と「御国中小物成」104貫目余を含む、銀552貫目余があった。銀建てでの収入は米換算で1万2千石余と、米納額の8%にも満たなかったが、米以外の収入はすべて銀建てで計上してあり、藩財政での錢貨の役割はまだゼロに等しい。また、延享5(1748)年、藩府は要用銀「至極差間」をもって領内から銀400貫目(錢貨換算で約3万貫文に相当)を調達借用することになった。これは前記の藩府年間貨幣収納額と比べても相当な負担といえるが、主として大庄屋格の十郡「下郡」が出銀を請け負い、返済は月利1.7%で年賦米とされた。この際、すべて銀貨で調達されたような記述であるが、元銀の但し書きとして「銀錢札銀取合」とあった。つまり実際に調達されたのは、銀貨、錢貨、札銀の3種があったわけである¹³⁾。その内訳は判明しないが、18世紀中期にかけて銀貨に変わり錢貨が流通貨幣として大きな役割を果たしつつあったことを示唆している。この400貫目要用銀調達の3年後に企画された「錢泉府仕法」では、すべて錢貨建てに切り替わることになった。

宝暦元(1751)年に錢貨10万貫文を領内から調達し、12年間で運用して藩財政資金を得ようとする上記仕法では、すべて錢貨建て計算であった。調達規模

10) 小野武夫編『近世地方経済史料』第6巻、439頁。

11) 『美保関町史料』314頁。

12) 『新修島根県史』史料篇2、近世上、島根県、1965年、164-168頁。

13) 『新修島根県史』史料篇2、近世上、349-350頁。

が小口であったためにすべて銭貨建て計算となったように見えるが、当時のおおよその銀銭相場(銀1匁=74文)¹⁴⁾で換算して銀1,350貫匁余に相当する。3年前の要用銀調達(3倍余)であり、藩府内で銭貨に比重を移さざるをえないような事情が生じたとはしか理解できない。その事情とは銀貨の払底であった。

享保19(1734)年、松江藩は隠岐後鳥羽院御陵の修復を命じられ、銀2貫556匁1分を要した。その際、「上納銀差立之儀、銀払底之処故、1匁ニ付85文にして銭も差出候付、右御入用都而銭払之儀、其故2貫550匁余之分、銭ニ而217貫268文…受取置」くと、銀建てで勘定しながら、銀不足のために実際の支払いは銭貨で行われたことがあきらかである。また、この際の用材として同年8月、島前美田村榎浦浜に入津した北国船に積載された8寸角2間の横1本を銀34匁で買い付けたが、支払いは1匁80文替えて銭払いであった¹⁵⁾。このようにもともと銀遣いであったところで銀不足のため銭貨が決済に際し利用されつつあったことが明確である。

つぎに民間での流通貨幣を見てみよう。近世前半期の動向はなかなか知りたいが、意宇郡下郡を務め、18世紀を最盛期として奥出雲産鉄の中継宿や廻船・酒造業を営んだ小豆沢家に残る土地売券や貸借証文¹⁶⁾からは17世紀後半からの動向が大まかに分かり、そこでの取引基準貨幣を表1にまとめた。これによれば、まず17世紀は金融取引の基本は米が主流となっていて、銀・銭貨はまれであったことがわかる。これは年貢未進が多く(1)の貸借契機となるためでもあったが、一方で米は、とりわけ農村部では18世紀中期に至るまで貨幣的な役割を果たしていた¹⁷⁾ ことにもよる。ついで、17世紀末にかけてはまず銀貨が取引基準として使用される比率が高まっており、それに伴い、領内で流通

14) 中井信彦編「近世相場一覧」『読史総覧』人物往来社、1966年、791頁。

15) 『島根県史』第9巻、1930年、385-388頁。

16) 『宍道町史料目録』Ⅱ、宍道町史編集委員会、2002年、6-41頁。

17) 例えば、国文学研究資料館蔵戸谷家文書(45C文書)、No. 7、安永7年「(意宇郡)大谷村諸借用并志儀質高」のうち「売渡申畑之事」によれば、同8年5月同村の勘四郎が戸谷家に畑1畝歩を米2石1斗1升で売り渡している。ただし、この期になるとおおむね「代銭」での取引が多かった。

表1 小豆沢家金融証文の基準貨幣

時 期	米	銀(うち札銀)	錢	計
1672(寛文12)－1683(天和3)	10	1	1	12
1685(貞享2)－1710(宝永7)	17*	15(7)		32
1711(正徳1)－1728(享保13)	5	6	13	24
1729(享保14)－1739(元文4)	4	1(1)	19	24
1741(寛保1)－1759(宝暦9)	8	1	9	18
1811(文化8)－1867(慶応3)	1		19	20
計	45	24(8)	61	130

典拠：『宍道町史料目録』Ⅱ，宍道町史編集委員会，2002年。

注：*種麦1件を含む。

し始めた札銀も用いられた。しかし，18世紀に入ると急速に錢貨が使用されるようになり，19世紀ではほとんど錢貨のみとなった。幕府正貨の動向のみについてみると，当初から錢貨が使用されていたわけではなく，まず米に代わって銀貨が使用され，ついで享保末年あたりより銀に代わって錢貨が主流となっていったといえる。

小豆沢家文書では，同家が19世紀に入ると家業経営が苦しくなったとされているためか，金融取引の頻度が少なくなった。そこで同家とも取引があり，酒造，運輸，木綿商等を営んだ大蔵屋田中家文書に残る，享和元(1801)年以降幕末期までの貸借証文86件¹⁸⁾を見てみよう。そうすると，大半の81件が錢貨建てでの取引であり，わずかに金貨建てが4件(天保7，15年，弘化2，3年)と，米建てが1件(弘化2年)あった。宍道湖に面した意宇郡農村部では，前世紀までは米や銀貨が取引基準となることがあっても，19世紀に入ると錢貨建て取引が一般的になったといえよう。

また，同じ意宇郡内の大谷村戸谷家文書のうち，一種の手控書である明和7(1770)年「代々日記留帳」¹⁹⁾によれば，明和6年7月「割留山卸代」として「錢

18) 掲掲『宍道町史料目録』Ⅱ，119-128頁。

19) 国文学研究資料館蔵(45C文書)，No. 100。

16貫文]、「松谷山代」として「銭8貫文」が計上され、翌年2月には「本物田地^(ママ) 帰り証文」として「銭56貫500文」の10カ年切売券が記録されている。同家記録は延享4(1747)年から銀銭出入が判明するが、当初は不祝儀時費用の記録²⁰⁾で、小口であるため当然銭建てであった。しかし、不動産売買や抵当物件のような高額取引の基準貨幣が銭貨建てとなっており、表1では空白であった18世紀後半において、米や銀貨よりも銭貨がこの地域で急速に浸透して行ったことが類推できよう。

さらに意宇郡の南側に隣接する大原郡大東町で質屋を営んでいた木村家でも18世紀後半から銀銭出入が判明²¹⁾するが、農民たちの小口の質草を扱ったこともあり、当初より銭貨建てであった。しかし月々の置質残高が最高で360貫文(寛政5年)にもなるほどの営業規模になっても、すべて銭建てで記帳された。また、同家が諸方に掛け出した「志儀」(頼母子)の1回あたり掛け銭は10貫文前後(最高額で30貫文)あったほか、大東町の町年寄として記録した文政13(1830)年5月「年々売券質入証文控」によれば、1件当たり取引ではおおむね100~300貫文の質物が多く、1,100貫文の高額取引(同年11月)もあった。近世後期には、ここでも銭遣いが基本となっていたといえる。

以上のように、松江藩領内の民間での取引は18世紀末までには多くが銭建て取引に移行して行ったことが判明するが、例外もあった。大原郡のさらに南に隣接する仁多郡稲田村で金融業を営んだ安倍家文書では安永5(1776)年以降の貸方記録²²⁾が利用できるが、まず安永期についての基準貨幣をみると表2のように銀貨と銭貨が並行していた。貸し付け対象は近郷農村農民であって、貸し付け規模は安永5年で見ると、1件当たり銀建て貸し付けが平均600匁5分、銭建てが同11貫350文であった。当時の銀銭相場で換算すると銀建て分

20) 前同, No. 127, 延享4年5月「戸谷金八相果候ニ附御悔帳」。

21) 国文学研究資料館蔵(28F文書), No. 31, 明和7年「年々質勘定帳」。なお、同家「質留牒」のうち、嘉永2(1849)年の1年間すべての質取引を翻刻・紹介した、原島陽一「幕末期の質屋史料」『史料館研究紀要』第5号, 文部省史料館, 1972年, が利用可能である。

22) 国文学研究資料館蔵(38B文書), No. 1, 安永5年, 「万貸方帳」他。

表2 安部家貸付基準貨幣(件数)

年	銀	錢
安永5(1776)	15	18
安永6(1777)	21	21
安永7(1778)	27	13
安永8(1779)	26	27
安永9(1780)	17	17
安永10(1781)	19	14
天明9(1789)	19	13
寛政5(1793)	51	39
文化13(1816)	29	110(3)
天保3(1832)	60(他12)	66
嘉永6(1853)	0	109

典拠：安永5～10年「万貸方帳」、天明9年「銀錢貸方留帳」、寛政5年「銀錢貸方人別留帳」、文化13・天保3・嘉永6年「貸方帳」。

では52貫800文にも相当し、あきらかに高額取引で銀建て、小額で錢貨建てだったことが分かる。ただし、銀貸しでも数十匁や100目前後の場合もある一方、錢貸しの際に67貫文(銀換算、約760匁)や26貫文(同、約300匁)というように、銀貸しの平均額以上や小口貸付額(200匁以下が10件余)に相当する額もあり、取引基準貨幣は当事者同士の便宜で決定されたようである。

この後、同家貸し付けは寛政5(1793)年においても銀建て51件、錢建て39件と、銀遣いは減少していない。そして天保3(1832)年になると銀貨66件、錢貨66件に加えて金建て12件が記録されたあと、嘉永6(1853)年によろやくすべて錢建てのみの記録となる。これらの貨幣種別は、当然に証文額面で書きつけられ、返済の際には銀錢相場の変動にかかわらず計上された貨幣で決済することが求められたはずである。すなわち、銀建てで貸し付けた貸銀を、もし錢貨で決済しようとする場合、返済時の銀錢相場で換算して、あくまで銀建て額を基準に返銀したであろう。

とはいえ、これまで知られているように、18世紀には急速に流通銀貨は減少した²³⁾ので、松江藩領における銀建て金融の持続は、あくまで基準貨幣の

それであって、決済時に使用された貨幣とは別と考えなければならない。実際、表2において天保3年には銀建て60件のほかに金建て12件があったが、授受された貨幣は金貨(計数銀貨)であった。たとえば、安部家が廣島屋伝兵衛に天保12年12月5日「銀3貫目」を貸し付けた後、翌年2月26日に「金10両貸」、同9月25日に「金30両、内式朱15両、壺朱15両ヲ以入」、12月23日に「金20両、但南鐐百六十ヲ以貸」というように、実際にやり取りされた貨幣は南鐐式朱銀や壺朱銀など、小額計数銀貨であった。ただし、換算に際しては当時の相場「兩六十匁八分」が用いられ、銀建て計算は貫かれていた²⁴⁾

ところで、より山間地に位置する安部家では銀遣いが19世紀中期まで銭遣いに並行して確認できるが、松江藩領全体としては18世紀末までにはおおむね銭遣いが一般化したことが以上であきらかとなった。安部家で見たとおり、銀遣いと言いながら、実際は小額の計数銀貨、すなわち範疇としては「金貨」が流通するようになったことが垣間見られる。では松江藩でより一般的になる銭遣いのもとで、流通貨幣としては何が用いられたのであろうか。このような基本的な実態をうかがえる史料はきわめて限定されるが、これまで利用した領内民間取引記録にわずかに残る文言から類推してみよう。

さきに例示した大東町木村家では年々の資産有高を毎年の「勘定帳」に記してあったが、例えば文政12(1829)年正月現在では次のようであった。

一銭1貫396文	丑大晦日店有銭
一同366貫393文	丑大晦日切改蔵ニ有金銀子銀札連判類ノ高 ²⁵⁾

これによれば、店先にはわずかに銭貨が1貫文余あるのみで、貨幣資産は大半が蔵内に保管されていた。残念ながらその内訳は不明だが、金貨、銀貨、銀

23) 岩橋勝「近世の貨幣・信用」桜井英治・中西聡編『流通経済史』山川出版社。2002年、445頁。

24) 前掲安部家文書 No. 41, 天保3年「貸方帳」。

25) 前掲木村家文書 No. 36, 文政13年「年々勘定牒」。

札、そして後述の連判札の類²⁶⁾であって、錢貨が含まれているようには見えない。しかし、すべて錢建てで計上されている。店先有錢がいかにも少額だが、ちなみに翌13年大晦日は9貫5文と、質屋業にふさわしい量とはいえない錢有高であった。質取引は大半錢建てで行っているの、やはり取引基準と實際授受される貨幣とは異なっていたものと考えられる。

ただし、さきほどの同家「年々勘定牒」で個別の土地売券文面を見ると、天保3年正月の項で、「当卯11月新庄村ニ而仁和寺村定三郎殿より田畑買請候代錢を以」330貫文を、また「当卯4月飯田村ニ而養加村佐太郎殿より田畑買請候、代錢を以」326貫170文を支払っている。さらにこの記録の後、「錢10貫文」を正錢を以て「内方」へ渡したとある。木村家では店先には当面必要な額しか正貨を保管せず、まとまった現錢や金銀貨はそのつど蔵に置き、「内方」分として別置していたものと思われる。それにしても取り引きされている錢額に比べて錢貨保有額は少なく²⁷⁾、錢遣いといいながら当時すでに金貨や藩札・連判札類が多く授受されるようになっていたことを類推させる。

以上観察したように、松江藩領では17世紀においては近隣地域と同じ銀遣いが基本であったと思われるが、18世紀に入り銀貨が払底してくると、取引基準としても、また流通手段としても錢貨が主要に用いられるようになった。藩財政では当初より金銀貨が基準貨幣であったが、財政赤字を補てんするための領内からの調達資金が錢貨で納入されることから、藩府の収支計算まで錢貨

26) 同上史料、天保4年大晦日には蔵に「錢366貫70文」があり、その構成は「金子・銀札・連判預り・広札等」であって、広島藩札まで流入使用されていたことは注目される。

27) このことに関連して、木村家文政13年「年々勘定牒」のうち、同12年の項で、「錢85貫264文」を「丑年中内方より店江かり、尤是迄之振り合出入差引ニ而金入ニ成分計立來候処、当年ハ一先内方之正錢不殘入ニ致シ置、先ニ而出シ致シ置」との但し書きのあった後、一定額取引の記帳の但し書きで「内 錢44貫518文 正錢を以内方江相渡ス、委細前ニ有」とある。これら一連の事情は、大東町近辺では19世紀初めに錢建て取引が基本であったにもかかわらず、決済時に金貨のやり取りが増え、店先での現錢有高を記帳通りに処理するため「内方」にある正錢を流用していたこと、そして一定取引で正錢が店先に入るつど内方に戻す、というような面倒な会計処理を行っていたことがうかがわれる。さらにこれに関連し、「天保4巳正月、内方ト店ト辰年差引」の中で錢40貫文を「正錢を以内方江相渡」し、天保5年正月には錢40貫文を「内方より正錢を以入」れている。

建てで行われるようになったと考えられる。領内民間では、当初米遣いの地域もあったが、多くは銀遣いであって、18世紀中期までに次第に錢遣いに移行して行った。ただし、取引基準貨幣と流通手段とは必ずしも同一ではなく、19世紀に入ると錢建て取引であっても、決済手段としては金貨(計数銀貨)や札銀(ないし連判札類)が使用されるようになっていったと推定される。

それにしても、金銀貨に相当する貨幣量に匹敵する錢貨がどのように調達されたのか、新たな疑問が生じることになる。正錢需要を補う有効な手段が藩札ないし連判札類であるが、それらがどのように、いかほどの数量流通していたのか、以下うかがってみよう。

3 領内札遣いの実態

松江藩札の制度史的情報については前述の『松江市誌』(1941年)に比較的まとまった説明があるが、領内の流通実態についてはこれまで『松江市誌』記述以上に詳しい研究成果は得られていない²⁸⁾。同『市誌』以外の県内で刊行された地方市誌類には若干、札遣いに触れた記述もあるが、領民がそれらをどのように受け入れ、使用したかについてはほとんど明らかでなく、あらためて第1次史料から解明するほかはない状況である。

松江藩札は延宝3(1675)年に財政難のため初めて発行されたとされる²⁹⁾。額面はこの期のものとしては、銀5匁、1匁、5分、3分、2分、1分のものが残存、確認できる³⁰⁾。他藩にくらべると当初より比較的小額面のものが多く、城下を中心に通貨不足も背景としてあったことが推測される。このためか減価

28) 松江藩札を個別に正面から研究対象とした成果として、日本銀行金融研究所委託研究報告 No. 1(2)『松江藩における藩札の史料収集と研究』(1991年)が利用可能であるが、これはおおむね『松江市誌』収載関連情報の要約にとどまっている。

29) 『松江市誌』117頁。以下、特に注記のない同藩札情報の典拠は同書による。

30) 荒木三郎兵衛『藩札』下巻(改訂版, 1966年), 29頁。なお、同書はすべてを「延宝2年」発行としているが、松江藩札の場合、延宝札の年代確定には諸説があるようで、確定情報として利用はまだ出来ない(日本銀行調査局編『図録 日本の貨幣2』東洋経済新報社, 1973年, 106頁参照)。

しながらも宝永4(1707)年の札遣い停止令の時期まで藩札が流通していたことが明らかである。すなわち、貞享2(1685)年には打歩が生じ、翌年には諸色値段が10倍にもなって札騒動が始まった。元禄元(1688)年には諸上納銀に札銀を混ぜて使用するようとの藩令³¹⁾が出ている。さらに同10年2月、2年前より札銀の出回りが減少しているので、金・銀・錢貨と取り交ぜ使用するようとの達しが出された。にもかかわらず、同年末には2割の札歩が生じており、宝永2年にはそれは3、4割から10割にも及んだという³²⁾。このように、札流通はけっして順調ではなかったにもかかわらず、多くの藩のように流通そのものが途絶することなく、松江藩では継続していたことが確認できる。

享保15(1730)年札遣い解禁令が出ると、5匁、1匁、3分、2分の4種銀札が合わせて2,500貫匁³³⁾発行された。札銀1匁は錢80文と定められ、領内は札銀専一流通ではあったが、最低額面が2分であったことから、錢15文以下は通用勝手次第となった。札銀と錢貨の交換相場が固定化されたかどうかは不明だが、延宝期より小額札が中核となっており、事実上、松江藩札は錢貨代わりの通貨として領内に受容されたことが比較的継続的に流通した要因と考えられよう。

この後、享保16年の財政危機と翌年の虫害凶作により札価は3分の1にまで下落し、札騒動を惹起することもあった。しかし、部分的な札の償還、郡部下郡(大庄屋)・組頭組織を活用した札の強制貸付、加印札への切り替え等のさまざまな手段を講じ³⁴⁾、一時的に札通用を停止することがあっても断続的に札流通はみられたようである。すなわち、まず流通事実に関する明確な根拠はないが、残存する松江藩札に「元文」印押捺のものが複数あり³⁵⁾、これらは享保

31) 『島根県史』第9卷(1930年)、267頁。

32) 『松江市誌』168-169頁。

33) 前同書、179頁。同頁にはこの銀額のカッコ書きとして「錢40万貫文」とあるが、このままでは札1匁=錢160文となり、「錢20万貫文」の誤記か、同書937頁に記述の『松平定安伝』依拠による明治初年銀錢相場で換算したものと思われる。

34) 前同書、181、182、184頁。

35) 前掲『図録 日本の貨幣5』1974年、102頁。

札の加印札とみられる。さらに、延享元(1744)年に銀札が再び使用され、同3年には銀錢通用を停止して札専用通用令が出され、寛延2(1749)年には再び銀札と正貨併用に戻している(206頁)。その後『松江市誌』には具体的な札流通に関する記述はないが、宝暦11(1761)年に札座が存在していたこと(247頁)、明和元(1764)年、札座運営を十郡下郡に任すこととし、これに伴い、札座元備として郷中へ650貫文、町中へ350貫文調達させたことがあきらかである(267-268頁)。明和4年4月、再々度札専一通用令出すも空札多く出まわり、同9月、札座廃止、銀札通用停止となった(300-301頁)。しかし、国老朝日丹波による藩政改革終了とともに、天明3年9月札座が復興され、翌年4月に札通用が再開された(359-360頁)。この際の額面は銀5匁、1匁、3分、2分の4種で、享保期再開時と同じであった。このことは時折り銀札流通の中断はあっても、つねにそれが必要とされる状況、つまり藩府側の財政的理由のみでなく、領内における小額貨幣需要が潜在的にあったことが度重なる札価下落にもかかわらず何度も流通再開が図られた要因と見られる。

札流通に関連して注目されるのは、実質的に小額通貨として用いられていた銀札に代わって、天明7(1787)年8月に初めて錢札(100文札)が出され、同年10月には銀札を停止して、20文および30文札も新たに発行したことである。この際、銀1匁は錢100文とされていた³⁶⁾ので、20文、30文札はそれぞれ銀2分、3分と同価だったことになる。その2年後の寛政元(1789)年に5匁札以外の3種小額銀札通用が令せられたが、これらは3種錢札のダミーであって、幕府への出願上、天明7年発行後の錢札を銀札と言い換えるためであったと思われる。

さらにその後、文政7(1824)年に錢1貫文札と500文札を楮幣方から発行した³⁷⁾この際の発行は幕府に届け出た正規発行分、計銀2,500貫匁とは別枠で、慶応3年までに合計銀1万3千貫目余を「臨時発行」されたとされる³⁸⁾そ

36) 『松江市誌』360頁。

37) 前同書、939頁。

の典拠となっている『松平定安伝』ではこの増発札は、銀1匁、3分、2分の3種とされていて、錢1貫文、500文札は挙げていない。後者の現物は確認できるので、楮幣方発行錢札が正規発行分の5倍余、という情報の方に疑念が残る。

以上、戦前に刊行された『松江市誌』は、表3にまとめたように、当時としては相当に詳しく松江藩札の、とりわけ制度的動向を記述していて便宜ではあるが、流通実態についてはあくまで藩府側の史料から説明されているため、不明な点が多い。たとえば、延宝3年の最初の藩札発行以降、宝永4年の札遣い停止令までを第1期、享保15年の札遣い解禁以降、明和期の御立派改革による銀札停止までを第2期、天明3年の札座復興とその後の銀札・錢札併用期を第3期と概括されているが、少なくとも銀札流通に関してはそれぞれの期間内において相当な不連続があり、とても順調な流通とは言えなかった。それぞれの期間内において藩札がどのように使用されていたかを示す民間サイドの史料は容易には多くは利用できないが、判明する限り観察してみよう。

まず第1期において、先に見たように、元禄元(1688)年「從來諸上納銀は白銀納なりしも、当年九月よりは札銀を以て御銀奉行へ納むる事とな」³⁸⁾ったように、延宝3(1675)年以降の藩札は打歩が生じ、札価が下落しながらも藩府の流通促進政策により途絶はしていなかったことが確認できる。第2期では、延享4(1747)年に意宇郡大谷村戸谷家で札銀使用の記録がある。享保末年にはしばしば札騒動が起り、いったん札が回収された後、元文期に加印札が新たに出回ったらしいことは確認できているが、実際に領内で流通していたかどうかは不明なままであった。戸谷家文書によれば、この年同家で不幸があり、その葬儀にかかわる経費記録が詳細に判明する。それによれば、同家への香典は小口であるため錢貨20~50文、まれに100文であったが、若干名から「札1匁」で受領している。葬儀で世話になった3つのお寺にはそれぞれ1貫500文、

38) 前同書、937頁。

39) 『島根県史』第9巻、267頁。

表3 松江藩領の札遣い年表

年	事 項
延宝3(1675)	はじめて藩札(銀札)を発行。
貞享2(1685)	藩札に打歩生じ, 翌年諸色値段10倍, 札騒動。
元禄元(1688)	諸上納銀に銀札を混ぜて使用すべしとの藩令。
元禄10(1697)	銀札を金・銀・銭と取混ぜ使用令。年末に2割の札歩。
宝永2(1705)	銀札打歩3, 4割から10割に及ぶ。
宝永4(1707)	札遣い停止の幕令。
享保15(1730)	札遣い解禁の幕令。5匁～2分の4種, 計2,500貫目発行。
享保16(1731)	銀札10～20割の打歩生じる。しばしば札騒動。その後, 停止か。
享保17(1732)	10月, 銀札回収開始。
元文元(1736)～	この頃「元文」加印札使用開始。
延享元(1744)	9月, 銀札「再用」令。(幕府への認可更新ナラン)
延享3(1746)	10月, 銀銭通用停止, 一切札遣い令。
寛延2(1749)	銀貨, 銀札併用を許容。
宝暦11(1761)	札座を御側役次座が兼任。銀札通用, 銭払底。
明和元(1764)	札座運営を十郡下郡に委託。元備として郷中・城下より計1千貫文調達。
明和4(1767)	4月, 札專一通用令。9月, 札座廃止, 銀札通用停止(藩政改革の一環)。
天明3(1783)	9月, 札座復興, 翌年3月, 銀札通用再開(享保体制)。
天明4(1784)	1月, 「預り書」の相対授受以外の転々流通を禁ず。
天明7(1787)	8月, はじめて銭札(100文, 30文, 20文)発行, 10月, 銀札通用停止。
寛政元(1789)	1月, 「預り書」・「預切手」類の発行を禁ず。
同	10月, 小額銀札(1匁, 3分, 2分)発行令。銀札1匁=銭100文遣い。
文化5(1808)	「連判札」発行を許可。こののち明治初年にかけて広範に発行・流通。
文政7(1824)	楮幣方が1貫文, 500文の銭札を臨時発行。慶応3年までに計銀1万3千貫目余相当。
天保9(1838)	金銀銭取交, 札通用, 銀札1匁=銭100文通用。
天保13(1842)	幕府藩札発行高調査, 松江藩は銀札2,500貫目, 天保6年より15ヵ年季。
安政5(1858)	この頃までに城下25名町年寄に家質有無にかかわらず, 連判札発行認可。
明治2(1869)	10月, 翌年9月にかけて217万7千貫文の銭札と400万貫文の銭預を新発行。
明治4(1871)	7月, 旧藩札回収のための金札との交換率提示。
明治6(1873)	3月, 旧藩札の新貨との交換事業開始。
明治7(1874)	9月, 連判札引替え終了。以後は廃札となる。
明治8(1875)	12月, 藩札回収事業終了。

典拠:『松江市誌』(1941),『出雲市誌』(1951), 荒木三郎兵衛『藩札』下巻(改訂版, 1966)。

1貫200文、600文の布施を渡しており、札銀の授受は例外的であったことがわかる。それでも銀25匁の「位肺(牌)代」が「此札銀26匁1分ト1文」と記されたほか、「座頭」への払銀200文が「札銀二而2匁8分6厘」となっている。これら一連の記録により、当時札銀1匁は70文の価値をもち、正銀に対する打歩は4.4%、1匁あたり3文と、まだきわめて僅かであったことが判明する⁴⁰⁾元文加印札は相当に領内に浸透していたことが知られる。

戸谷家の布施や香典関係を記録した他の期の貨幣種別を観察すると、寺への布施は安永6(1777)年に1貫500文と白米2升、寛政元(1789)年に1貫200文および1貫文、800文とあり、他の経費もすべて錢建てであった⁴¹⁾明和期藩政改革の一環として銀札停止中の安永期に札遣い記録が無いのは当然として、札座を復興し4種の銀札が出回ったとされる第3期にあたる寛政元年にも記録が無いのはどうしてであろうか。実は同家でこの期にまったく札遣い記録が無いわけではなく、さきに利用した安永7年「大谷村諸借借併志儀質高」⁴²⁾に若干の銀札授受の記録がある。同史料には天明6年までの志儀(頼母子)と差し入れられた質地の記帳がなされている。その中に天明5年5月大谷村新助が田地1反6畝21歩を代銀60貫340文で売り渡したが、その際、「銀札14匁5分」を天明3年暮「拝借」し、同7年までに返上納する旨の文言がある。この表現は、天明3年に新たに復活した銀札流通が領民サイドではけっして期待されたものではなく、藩府より強制的に貸し付けられ、やむなく保持されていることを示すであろう。同史料には同様な記載が天明6年にかけて約10件もあり、銀札が通貨としては機能せず、実際取引では錢貨が使用されていたことを意味する。藩札として錢札がはじめて発行された天明7年8月以降、形式的には銀札が流通し続けたようにみえるが、寛政元年あらたに発行した1匁、3分、2分の3種銀札から判断されるように、それらは実質的に錢札であって、藩府の兌

40) 前掲戸谷家文書(45C), No. 127 延享4年5月「戸谷金八相果候ニ附御悔帳」。

41) 前同, No. 126 安永6年「祖母死去砌香典帳」, No. 129 寛政元年「おきミ不幸之節諸事留帳」。

42) 注17参照。

換信用性がある限り領内で使用されたと考えられる。

19世紀に入ってからの松江藩領における札銀流通の動向を見ておこう。

さきに表2で示したように、仁多郡稲田村安部家の文化13(1816)年正月現在の債権簿には3件の銀札貸があった。全体が139件中での取引であり、ごくまれな事例であったといえる。それにしても領内ではほとんど授受されることが少なかった札での貸借はなぜ行われたのだろうか。それらのうち、1件は商人貸で1貫500目、1件は寺社、1件は農村貸でそれぞれ100目であった。当時、銀貨建てでの貸借は200目前後の比較的小口の額もあったが、多くは1貫目以上であり、この商人貸はさほど高額ともいえない。一方、「銀札100目」という貸付は、同じ史料の巻頭に「相場覚」が記録されており、札1匁は105文⁴³⁾であったので、銭換算で10貫500文であり、この額も銭建て貸付け水準からみればむしろ平均的な額であった。当時、札銀はまだ札価がきわめて安定しており、藩札でも上納可能な藩府への納入に必要な資金を借用したものと思われる。

この後、同家の前述天保3(1832)年「貸方帳」によれば、同年中の銀銭相場が1匁につき108文から113文と変動していたにもかかわらず、「札1匁」は141文と固定していた⁴⁴⁾。いわゆる銀紙の開きは、文化13年がわずか2.3%であったが、16年後には21.6%と、10倍近くも拡大、すなわち札銀の価値が下落したことになる。さらに同家の嘉永6年「貸方帳」では22.4%と、わずかだが拡大した⁴⁵⁾。しかし、表2で確認できるように、安部家で取引した金融は、すでにすべて銭建てであった。ただし、授受される「銭貨」の中に藩府が

43) 同史料の「子年中相場覚」によれば、同年月別銀・札相場が示されているが、「銀」は年間を通して109文から106文と変動しているが、「札」については105文と一定なままであった。この「札」が銀札なのか銭札なのかは不明だが、その価値が105文と一定だったことは、いずれにかかわらず「札1匁」が「銭105文」と同値、すなわち銭貨として使用されたことを示唆している。

44) 注22参照、「辰年中役所相場覚」。なお、ここで「札1匁=141文」とは、「141文分の銀札」が銀1匁と同価という意味である。このように、「銀札」と称しながら、実質は銭札扱いであったわけである。

45) 前掲安部家文書、No. 57。

発行した錢札が混入している可能性は否定できない。

以上、簡単に見たように、松江藩領で札銀が支配的に流通した痕跡を確認することは困難であった。にもかかわらず、減価しながらも限られた場ではそれが使用されていたことも否定できず、その場とは藩府への支払い・納入や、領民間の儀礼上のやり取りであったと思われる。たとえば、前述戸谷家の明和7年「代々日記留帳」⁴⁶⁾によれば、慶応元(1865)年に意宇郡内で難渋者に尽くした者への祝儀として、7人に「銀札2匁」、4人に「酒切手1斤」(「但代錢190文之分」が3人、「160文之分」が1人)が与えられている。この期の銀札1匁の錢量は不明だが、ごくまれに祝儀的にそれが使用された例と言えよう。また、前節で大東町木村家での事例の中に見たように、取引額面が19世紀に入り錢貨表示が一般的になるとともに、流通貨幣は小額金貨(計数銀貨を含む)や銀札、連判札等が混在して使用されるようになった。それらの中には広島藩札や鳥取藩札⁴⁷⁾も一部使用された形跡もあり、通貨のあり方は相当に多様性・柔軟性がみられる。それほどに通貨不足が深刻であり、一方、藩札の信用保持も不十分であったことを示すであろう。

なお、いわゆる「松江藩札」が明治初年の藩札処分にあたりどのように取り扱われたかを確認することは、近世後期の「藩札」動向を知るうえで重要であろう。というのは、これまで見たように、松江藩札は早期より発行され、しかし領内で十分に浸透して順調に流通したとはとても言えないにもかかわらず、

46) 前掲戸谷家文書, No. 100。

47) 木村家で広島藩札も使用されていたことは注26の通りであるが、先に紹介した仁多郡安部家の文化13年「貸方帳」には銀錢札相場動向の記事中、「当札」すなわち出雲(松江)藩札に並んで「伯札」、すなわち因幡・伯耆両国を領有する鳥取藩札の相場も併記されていた。ちなみに、伯札相場は1匁に付、出雲札と同額の105文であったが、年半ばより104文となった。

なお、文政3年松江城下での盗難記録によれば、備後からの旅行者は「芸州札」3匁、出雲飯石郡赤名からの3人は瀬川札3貫文、「当札」(松江藩札)を合わせて4匁6分、「伯札」(鳥取藩札)1匁、錢100文、小玉銀合わせて50匁1分、丁銀35匁7分の盗難があった(『松江市誌』683頁)。旅行者の支払いにあたり、銀錢正貨はともかく、近辺藩札が混合通用していたことがうかがわれる。

他藩にくらべると「銀札」自体は幕末期までにまったく途絶するというものもないまま推移したという特徴をもっているからである。

幕末期までの出雲松江藩札の発行量としては、天保13(1842)年に幕府が全国的に調査を実施した際の報告高2,500貫目が知られている⁴⁸⁾ところがこの期の調査高は実態とはかなり離れた数値が記録されていて、松江藩の場合、享保15年の札遣い解禁令の際に申請された発行高が、その後15年ごとの許可期限更新時にそのまま踏襲された。つまり、領内の札騒動等、藩札流通の一時的停止が断続していたにもかかわらず、発行権益を維持するため幕府に対しては継続的に流通しているように対処されていたのである。たとえば、先に見たように、藩府が天明7年、銀札をとどめて新たに銭札を初めて発行したが、表面上は「銀札」の体裁を維持する方策をとった(とらざるをえなかった)理由もこのような事情によるものであろう。

明治3(1870)年6月、松江藩が新政府大蔵省に報告した享保15年以後の藩札発行額は表4の通りであった。これによれば、享保期許可額2,500貫目は文政6(1823)年までは守られていたようで、額面は1匁、3分、2分の3種のみであった。そして文政7年より、幕府届け出額とは別枠の「臨時発行」を行った。どのような事情で増発が可能となったかについて『松江市誌』は詳しくは記していないが、領内の小額貨幣不足と財政事情によるものであろう。その発行額は慶応3(1867)年までに正規発行分の5倍を超える1万3千貫目余となっている。額面がまったく同じ3種に限定されている⁴⁹⁾ことから、領内でとくに区分はされず流通したとみられる。注目されるのは、正規発行、臨時発行とも1匁札の発行量が突出していたことである。この動向は享和2(1802)年但馬

48) 大蔵省編『日本財政経済史料』第2巻、財政経済学会、1924年、860-872頁。

49) 文政7年以降「臨時発行」の札として、『松江市誌』は別の個所では表3に明示したような「銀札」1匁、3分、2分札ではなく、「銭札」1貫文と500文札の2種であったとしている(939頁)。享保15年以降の銀札額面は上記の3種以外に5匁、1分の2種があったともいわれている(939頁)ので、藩札流通量の実態を把握するには相当な配慮が必要であらう。

表4 松江藩発行銀札高内訳(明治3年6月現在)

<正規発行分> 享保15年～

額面	発行額	発行枚数 ⁽¹⁾	枚数比率 ⁽¹⁾
1匁札	2,317貫000目	2,317,000枚	76.10%
3分札	112貫800目	376,000枚	12.40%
2分札	70貫200目	351,000枚	11.50%
計	2,500貫000目	3,044,000枚	100.00%

<臨時発行分> 文政7～慶応3年

額面	発行額	発行枚数 ⁽¹⁾	枚数比率 ⁽¹⁾
1匁札	12,726貫783匁	12,726,783枚	87.20%
3分札	216貫717匁	722,390枚	5.00%
2分札	227貫783匁	1,138,915枚	7.80%
計	13,170貫863匁 ⁽²⁾	14,588,088枚	100.00%

典拠：『松江市誌』936-937頁。

注：1 額面、発行額より算定。

2 合計額は原文の通り。

出石藩の事情⁵⁰⁾と近似しており、明治初年に報告された松江藩の札発行額が相当に実態を反映していたことを示唆する。松江藩は明治2年10月よりの1年間のみで217万7千貫文(当時の銀錢換算基準、1匁=200文を用いると、銀1万885貫匁に相当)の錢札と400万貫文(同、銀2万貫目)の錢預を発行⁵¹⁾したことがあきらかであり、この1年間の発行高と比較すると、幕末期までに発行した藩札高がけっこう抑制的であったことが知られよう。

4 連判札の発行と流通

松江藩では、前節で観察した藩札のほか、18世紀後半より「預り書」「預切手」あるいは「連判札」と称する一種の錢札が民間で使用され始め、幕末・明治初年にかけて領内で流通した。そして発行元の財力が確かであり、複数の保証人が明記されていたので、藩札以上に信用をもち、事実上、藩札と区別が困

50) 前掲岩橋勝「近世の貨幣・信用」447頁。

51) 『松江市誌』934および938頁。

難なほどの通貨としての役割を果たしたと評価されることが多い⁵²⁾

松江藩内で一般に「連判札」と称せられるものは、札座管理のもとに主として銀札形態で発行される藩札に対置されるものを総称することが多い。しかし、複数保証人による「連判」とは異なる個人発行の預り書や、複数保証人によるものであっても事実上藩札と変わらない、藩の支配機構にくみする大庄屋(与頭)や掛屋などが発行人になるものも混合して流通していた。それぞれに性格は異なっており、あらかじめこれらの定義を明確化しておこう。

厳密に「連判札」と言えるのは、藩府の許可あるなしにかかわらず複数の民間人が家屋敷等を抵当(家質)に入れて、一定額の錢貨量(多くは1貫文、ないし2貫文)を記載した証券であって、発券当初より不特定多数の間で半年ないし1年間の償還期限をもって授受されることを意図したものである。券面に1枚ずつ通し番号を記入することが一般であったので偽造防止に役立ち、発行者の家質や知名度に加え、その記入が札一枚ごとの信用を厚く保証することとなった。

「預り差紙」あるいは「預り書」「預り切手」、ないし単に「預り」と称したものは本来特定当事者同士でのみやり取りされる証券である。文字通り、預け銭ないし一定量の債権を細分化し、流動性を与えたものであるが、現銭支払いの裏付けがあいまいであるためとかくトラブルが生じがちであり、当局取り締まりの対象となるが多かった。ただし、それらが明治初年まで領内通貨として安定的に流通することになる連判札の原型になったことは誤りない。

藩札以外の紙券が松江城下で流通し始めた最初は、史料的に確認できる限り明和4(1767)年銀札通用停止令以降、遅くとも天明初年までの時期で、商人間で自然発生的にまず「預り差紙」というものを使用し始めた⁵³⁾ようである。その紙券の形式や使われ方はまったく不明だが、通貨不足の不便さを解消する

52) たとえば、荒木三郎兵衛『藩札』下(改訂版、自家出版)、1966年、29-44頁、および前掲『図録 日本の貨幣』5、1974年、270頁。

53) 『松江市誌』360頁。

ため、取引当事者の間で決済を先送りする一種の手形をやり取りするうち、債権者が手元にあるその差紙を自身の債務弁済のため他の取引相手(債権者)に手渡すという行為から始まったものと考えられる。預り差紙の使用禁止を当局が発したのが明確で、もっとも遡れるのは天明8(1788)年だが、翌寛政元年には次のような触書を町奉行が発している⁵⁴⁾

近年町家之者、金銀錢為取遣預切手ヲ仕出、其切手ヲ以請取、先方へ罷越候テモ又々切手ヲ以令渡方、正金銀錢受取候儀遲滞ニ相成、及差支候趣相聞へ候、左候テハ小身之者迄モ、不相応ノ預切手ヲモ仕出候様相成、不実之商売モ相成候道ニ付、先年モ停止之旨申触置候処、今以猥之趣相聞へ不埒之至リニ候、依之此度ヨリ左之通殿り合相立可令取引候

一 町家之者相互ニ預り書ヲ仕出候儀、稠敷停止之事

但、諸役所並家中ニテ、金銀錢町家ヨリ難取越訳有之、預り書ニシテ遣候様相望候節ハ、預り書仕出シ可申候、右預り書令持参候ハハ預置候金銀錢引替可相渡候、其節又差紙相渡候儀ハ、堅不相成事

一 諸役所並御家中寺社郷町之者ヨリ取立、錢ヲ預り置、追々元錢ノ内へ差紙ヲ出シ、払方申遣候分ハ、其預り主ノ宅ニ於テ、速ニ正金銀錢ヲ以可相渡事

但、預り仕出候節、差紙ヲ以払方有之候ハハ、難渡シト書記シ相渡候様申置、其受取主不参候ハハ、相渡間敷事

これによれば、預切手と預り書、預り差紙の3種は同一ではなく、とくに町家の者が相対で正貨の代わりに紙面に金額を明示するのみで通貨として使用する、「預り書」が強く規制されていたことがわかる。これに対し、取引関係で生じた一定の債権を担保として発券する「預切手」や、諸役所・家中・寺社が

54) 前同書、360-361頁。

郷中からまとまった錢貨を預かり、その正貨を元錢として一定額面の紙券を発行する「預り差紙」は一回限り使用として認められていたことがうかがわれる。預り差紙は民間ではなく、より公的な主体が発行元となっているため、一種の銀行券のような性格をもって転々流通しうるように見られるが、上記触書の限り差紙を受け取った者は速やかに発券元で正貨と交換すること、また差紙を受け取ったもの以外への正貨支払いを行わないよう求められている。ただし、そのように差紙を一回限り使用とするなら、わざわざ正錢を預った後に差紙で支払う意義が減殺することとなり、この触書は相当に表面的なものであったことが知られる。

この触書の5年前の天明4年正月にも家中が商人等へ払出す「預り」を決済する際、正錢や銀札で行うべきで、あらたに「小切手」を払出すことのないよう藩府が触れている⁵⁵⁾この触れは、前述したように、前年の9月に札座が再興され、16年振りに銀札を流通させる方針が出された直後のものであった。藩札がまったく流通しない状況下では領内の通貨不足が様々な形態の紙券を発生させ、代用通貨として使用されていたことが明らかである。

さらに19世紀に入り、いわゆる連判札の発行が文化5(1808)年に松江城下町人に認められた。従前の「預り」と異なるのは、預り発行人が当初錢3千貫文ずつ家質を書入れしておき、それを有力町家3、4軒で連帯保証をすることによって札の信用度を確かなものとさせたことである。これら連帯保証人が「頭取質地改」となり、発行者を1名に限定することにより札の信頼度を高めさせた。そのためか、「頭取改一名預り」とも称したようである。この呼称はより一般的な呼称である「連判札」とともに、明治初年まで使用された。発行能力ある町家は当時城下に30余家あり、すべての券面に通し番号を記入したので偽造されにくくされていた。ただ、その一方で、当時「内分預り」という限られた仲間同士の間での授受を前提に発行された預りも流通していたようで、し

55) 前同書、361-362頁。

ばしば規制対象となっている。仲間内流通といいながら、いったん発行されると仲間外でも通貨代わりの手段として授受が進み、最終的に正錢の交換が求められた際、とかく紛議が生じたものと思われる。それほど通貨不足が深刻であったことを示唆する。

「内分預り」は天保期頃までには度重なる取締りにより姿を消して行ったようであるが、公認された「頭取改一名預り」(連判札)も藩府の思惑通りには必ずしも流通しなかった。連判札はもともと発行後、半年で正錢と交換することを求められていた。前述のように発行上限額もその都度規制されており、これらはいくまで正錢代わりの札という建前が重視された。しかし、現実には通貨需要はより高まり、発行元の準備錢も十分ではなかったこともあって、半年という正錢への償還期限が守られることはまれであった。このため、連判札の実体は、藩府がしばしば通達⁵⁶⁾したような、重い錢貨の持ち運びを回避するための軽便さを求めたものではなく、通貨不足を緩和する融通性にあったと解釈すべきであろう。とするならば、いったん発行された連判札の償還は新たな札発行と引き替えに行われたことが推察されよう。また、遅くとも安政5(1858)年までには城下25名の町年寄も家質能力の有無にかかわらず連判札を発行するようになり、それが「町家金銭不融通」打開という目的とは別に、役徳のない町年寄への「御仁恵」として認可されている⁵⁷⁾ことから、発行元にとって資金創出の効果もあったことが知られる。

以上、主として『松江市誌』を典拠として、一般に連判札と称せられる紙券の実体をうかがったが、藩府による規制の側面から観察しているので流通実態を見るには不十分であった。そこで残存する「連判札」や、明治初年のいわゆる藩札整理での取り扱い方からアプローチしてみよう。

日本銀行貨幣博物館が保蔵する膨大な錢幣館コレクションの中には「出雲国松江藩札」が含まれているが、それらのうちの188点は「預り」および「連判

56) 前同書、天保5年9月の頭取通達(369頁)を参照。

57) 前同書、370-371頁。

札」である⁵⁸⁾多くは明治期に入ってから発行であり、明治改元前の江戸期に発行されたものは見込みを含めてもわずか29点に過ぎない。古い札は当然、償還期限が来て回収されたわけであるから、残存すること自体希少と言ってよい。それでも30点足らずのこれら現物の観察から文献情報以上の流通実態をうかがうことは可能である。それらは表5にまとめられた。「連判札」1件ごとの情報はやや限定されるが、荒木三郎兵衛『藩札』下巻は明治改元期前発行のものをより多く掲載(以下、「荒木データ」と称する、表6参照)しているので、それを補完利用して以下観察してみよう。

まず、連判札と見られる複数連判者(頭取質地改)が明記された12点の表面にはすべて「歩三百九十六番」「目十八」というような振出通し番号が付してあった。1枚ずつ記入することにより偽造を抑止したものと考えられる。「歩」とか「目」というような符号に番号を組み合わせることで大量な発行枚数に対応した。明治初年には二千番を超えるものも確認できるが、江戸期については多くは五百番前後以内にとどまっている。番号を増やすよりも「仁」や「久」のような符号を増やして対応したようだ。相対間で発行される「預り」は1枚限り原則であるから、符号・番号は不要である。したがって、連判者名は明記されていないが、慶応4年の佐藤金之助や文政9年に桑屋太助が振り出したものは符号・番号が明示されているので、カテゴリーとしては転々流通する連判札と言ってよいであろう。

つぎに、連判札の額面を見ると大半、2貫文か1貫文の定額であった。荒木データを観察しても、あきらかに連判札と思われる全29点のうち、3貫文は3点のみで、他はすべて1貫文か2貫文であった。19世紀には、先に見たように、1匁、3分、2分の小額銀札(実質的に100文、30文、20文の「銭札」)が寛政元(1789)年に藩札として発行されており、文政7(1824)年には1貫文、500文の比較的高額な銭札も新たに出されているので、連判札はこれら小額な

58) 前掲『図録日本の貨幣』5、図版45頁には松江藩銀札とともに「松江藩銭札」として文政期の「預り書」と「連判札」が例示されている。

表5 日銀貨幣博物館蔵 出雲国松江藩「連判札」(明治改元前)

史料ID	年月	額面	振出番号	振出人	連判者名(振出先名)	摘	要
506217	文化8.1	1貫文	赤(カ)396番	小豆屋九右衛門	京屋万五郎・小豆屋忠左衛門・桑屋羅兵衛・松屋次郎右衛門	本年7月限	
506253	文政2.3	1貫文	仁25	森脇屋甚右衛門	森脇屋嘉右衛門・伊予屋庄兵衛・森脇屋甚右衛門	同年9月限、裏判8つ	
506254	文政12.9	1貫文	久29	森脇嘉右衛門	森脇屋甚右衛門・森脇屋忠兵衛・森脇屋嘉右衛門	翌年3月限、裏判12	
506271	天保14.7	1貫文	但107(カ)	小豆沢浅右衛門	小西屋次左衛門・新屋庄兵衛・新屋伝右衛門	翌年1月限、裏判10	
506218	嘉永2.7	2貫文	但9番	京屋万五郎	新屋伝右衛門・若狭屋助四郎・小西屋次左衛門	翌年正月限、裏判10個	
506219	嘉永2.7	1貫文	但128	京屋万五郎	新屋伝右衛門・若狭屋助四郎・小西屋次左衛門	翌年正月限、裏判6つ	
506220	嘉永3.1	2貫文	を44	茶屋庄右衛門	新屋伝右衛門・若狭屋助四郎・小西屋次左衛門	本年7月限、裏判8つ	
506274	文久元.9	2貫文	国(カ)6	金森屋勇三郎	森脇屋甚右衛門・森脇屋忠兵衛・森脇屋嘉右衛門	翌年3月限、裏判8つ	
506272	慶応元.7	2貫文	を44	土谷助四郎	土谷助四郎・小豆沢浅右衛門・瀧川伝右衛門	翌年1月限、裏判9つ	
506273	慶応元.7	2貫文	但122	加茂沢屋善兵衛	土谷助四郎・小豆沢浅右衛門・瀧川伝右衛門	翌年1月限、裏判9つ	
506275	慶応元.7	2貫文	但56	茶屋庄右衛門	土谷助四郎・小豆沢浅右衛門・瀧川伝右衛門	翌年1月限、裏判9つ	
506276	慶応元.7	1貫文	目18	土谷助四郎	土谷助四郎・小豆沢浅右衛門・瀧川伝右衛門	翌年1月限、裏判9つ	
506206	文政9.4	銀10匁	改1157番	田部佐一(ママ)右衛門		翌年4月限	
506205	文政9.12	1貫文	知50番	桑屋太助		裏書き約10名記入	
506198	巳6.29	360文	(酢代)	岡谷万左衛門	塗屋文十郎	「引替相渡」の印、安政4カ	
506197	巳11.29	1貫300文	(大豆代)	岡谷万左衛門	塗屋文十郎	「右可被相渡儀」、明治2 or 安政4、引替改の印	
506199	午12.晦	428文	(西谷や印)	岡谷万左衛門	三好屋喜左衛門	安政5カ	
506204	子7.5	300文	[綱(カ)打印]	岡谷作平次	新屋堂三郎	嘉永5 or 元治元カ	
506203	子12.?	3貫文	[和田志義印]	岡谷作平次	佐用屋善三郎	嘉永5 or 元治元カ、裏書き文面あり	
506200	丑7.13	48文	[古兼屋忠兵衛]	岡谷万左衛門	佐用屋善三郎	嘉永6 or 慶応元ナラン	
506195	戌12.29	315文	(小渡屋の印)	岡谷万左衛門	小豆沢浅右衛門	「右可被相渡儀」、明治7 or 文久2(ナラン)	
506196	寅12.29	2貫030文	(種油代)	岡谷万左衛門	小豆沢浅右衛門	「右可被相渡儀」、慶応2(ナラン)	
506163	慶応4.7	5貫文	邊150番	佐藤金之助			
506201	巳12.28	55貫40文	[東屋渡し]	岡谷万左衛門	塗屋文十郎	「引替改」の印	
506202	? 12.29	400文		岡谷万左衛門	塗屋文十郎	「引替改」の印、裏書き1名、「沢屋十左衛門渡し」	
506207	? 12月	1貫文		木村屋茂十郎	小村様御用	裏書きあり	
506208	? 12月	1貫文	イ20	中嶋屋武助		翌年9月限	
506209	午10月	3貫文		水田四郎十郎		岡谷佐平次	
506210	丑3.30	1貫120文		鳥越宇右衛門・西村金左衛門	新屋彦三郎	懸屋印	

注：1 「史料ID」は、日銀貨幣博物館での収蔵整理番号。

2 連判者はすべて「頭取質地改」。

表6 荒木三郎兵衛『藩札』下巻 収載の「連判札」(明治改元以前)

年月	額面	振出	人	連判者(宛先名)	摘要
文政6.3	1貫文	渡屋貞太郎		森脇屋嘉右衛門・同甚右衛門・伊予屋庄兵衛	眞正月限
天保12.7	1貫文	新屋辰右衛門		神門屋宗兵衛・新屋辰右衛門・森原太助・新屋庄兵衛	
天保13.3	2貫文	森脇屋(ママ)忠兵衛		森脇甚兵衛・同忠兵衛・伊予屋九兵衛	
天保13.9	2貫文	縮屋屋左衛門		森脇甚兵衛・同忠兵衛・伊予屋九兵衛	1貫文札も
嘉永2.7	2貫文	弘化2.9	松屋屋左衛門	下部伝九郎・与頭忠四郎・西村屋市郎右衛門	
嘉永2.3	2貫文	嘉永2.7	松屋屋五郎	森脇甚右衛門・同忠兵衛・伊予屋九郎兵衛	
嘉永2.7	2貫文	嘉永2.7	吉屋五郎	新屋辰右衛門・若狭屋助四郎・小西屋治左衛門	
嘉永2.7	3貫文	嘉永2.7	意宇部東津田村役所	大庄屋宇右衛門・中庄屋新助・市右衛門・忠兵衛	
嘉永2.7	3貫文	嘉永2.7	意宇部東津田村役所	大庄屋宇右衛門・中庄屋新助・市右衛門・忠兵衛	
嘉永3.3	2貫文	嘉永3.3	山田藤左衛門	山本権市・大庄屋為右衛門・同善右衛門	
嘉永5.7	2貫文	嘉永5.7	中嶋屋善兵衛	新屋伝左(ママ)衛門・若狭屋安右衛門・小豆沢浅右衛門	
安政2.正	2貫文	安政2.正	太田屋善兵衛	土谷助四郎・小豆沢浅右衛門・滝川伝右衛門	
安政3.7	1貫文	安政3.7	若狭屋助四郎	若狭屋助四郎・滝川伝右衛門・小豆沢浅右衛門	
元治3.7	1貫文	元治3.7	山本佐六	若狭屋助四郎・滝川伝右衛門・同善右衛門	
元治元.正	2貫文	元治元.正	大嶋屋豊四郎	山本権市・大庄屋為右衛門・同善右衛門	
慶応元.正	2貫文	慶応元.正	滝川伝右衛門	森脇屋嘉右衛門・同甚右衛門・同忠兵衛	
慶応元.7	2貫文	慶応元.7	若狭屋善左衛門	古谷助十郎・土谷助四郎・小豆沢浅右衛門	
慶応元.7	2貫文	慶応元.7	藤岡寛左衛門	土谷助四郎・小豆沢浅右衛門・滝川伝右衛門	
慶応2.正	3貫文	慶応2.正	小豆屋成兵衛	土谷助四郎・小豆沢浅右衛門・滝川伝右衛門	
慶応2.正	2貫文	慶応2.正	米屋五郎兵衛	若狭屋豊十郎・小豆沢浅右衛門・滝川伝右衛門	
慶応2.7	2貫文	慶応2.7	乃木村役所他3役所	若狭屋豊十郎・小豆沢浅右衛門・滝川伝左(ママ)衛門	
慶応2.7	2貫文	慶応2.7	勝部豊太郎	大庄屋宇右衛門・中庄屋新助・市右衛門・忠兵衛	
慶応3.3	1貫文	慶応3.3	中屋左(オナラン)助	大庄屋本右衛門・中庄屋惣左衛門・同柳四郎	
慶応3.7	2貫文	慶応3.7	小豆沢浅右衛門	若狭屋豊十郎・滝川伝右衛門・小豆沢浅右衛門	
慶応4.3	3貫文	慶応4.3		若狭屋豊十郎・小豆沢浅右衛門・滝川伝右衛門	
文化	1貫300文	文化	福屋吉左衛門	(山根屋栄助)	他2貫文も
文政9.4	銀10匁	文政9.4	京屋万五郎		
嘉永2.7	1貫文	嘉永2.7	大田屋善右衛門		
安政3	2貫文	安政3	内田屋九兵衛		
安政	色々々々	安政	柴田敏一郎	(岡谷万左衛門)	
安政	色々々々	安政	伊野屋次郎右衛門	(岡谷万左衛門)	
文久2.6	56貫文	文久2.6	内田屋左衛門	(岡谷万左衛門)	
慶応4.6	5貫文	慶応4.6	森原太助	(森脇屋徳左衛門)	
慶応4.4	5貫文	慶応4.4	佐藤金之助	(永井重兵衛)	
慶応4.4	5貫文	慶応4.4			

典拠：荒木三郎兵衛編・発行『藩札』下巻(改訂版, 1966年)29-44頁。

錢札と補完関係にあったと見ることができる。

振出人や連判者名を見ると、江戸期の限り多くは松江城下の商家と見てよい。これらのうち、滝川(新屋)伝右衛門は城下の代表的商人であり、少なくとも延宝8(1680)年には町方大年寄をすでに命じられており、正徳4年には一種の掛屋役と思われる御用方御銀払の任にあった。伊予屋庄兵衛も貞享元(1684)年に大年寄を補佐する目代に任命され、同4年には大年寄の一人となっている。享保期には御用銀を命じられた同3(1718)年と9年に、城下を含む意宇郡内調達責任者の一人として小豆屋與三右衛門の名がみえ、自らも銀44貫匁を納入した⁵⁹⁾小豆屋九右衛門や忠左衛門はその後裔であろう。さらに宝暦13(1763)年に大根島義田制度を実施する際、城下白濁の森脇甚右衛門は富民の一人として礼錢2千貫文を上納している⁶⁰⁾ように、幕末期に向けて致富をなした商人が連判札振出人や連判者となったであろう。

償還(流通)期限については、券面で見ると複数回の連判者が明示されているものはすべて「6か月」であった。確認できる最も早期の文化8年振り出しのものから慶応元年に至るまで変わらなかった。札の償還、すなわち正錢との確実な交換を保証するため藩府がかかわり、当初から「6か月」となっていたので、券面記載が規定通りとなっているのは当然であろう。しかしすでに見たように、この償還期限の順守は札の授受双方にとって厳しいもので、信用が保持される限りそのまま転々流通したようである。このためか、複数連判ではないものについては、文政期でも1年間であった。明治期に入ると連判札でも1年あるいはそれ以上の償還期限が認められることとなった。たとえば、明治3年3月山本仁兵衛が振り出し、滝川伝右衛門他3名が連判者となった札は、当初「未三月限」、すなわち翌4年3月までの1か年期限であったが、券面にはその「未」という印字が手書きで「申」、すなわちさらに1年後の明治5年に修正さ

59) 『松江市誌』, 155, 159, 169, 170 および 171 頁。なお、滝川家は延享4(1747)年以前より蠟紋りを営業し、明治初年まで継続していたことも知られている(同書 245, 487 および 921 頁)。

60) 前同書, 226-229 頁。

れている⁶¹⁾ 維新後、廃藩置県にも遭遇して、体制が緩んだためとも思われるが、それほど維新前の償還期限が使用者には厳しかったものであることがわかる。

江戸期連判札の流通範囲について、藩札は出雲国内、連判札は城下内を原則としつつも領内に広く通用したといわれる⁶²⁾ たしかに表5で商家居住地の判明する限り、すべて松江城下であった。しかし、表5には示していないが、明治元年末より振出人が藩内10郡の大庄屋格や「村役所」の名前が増え、通用範囲も明確に「十郡切取遣」「十郡切通用」「御支配地限通用」というような黒印が券面に押捺されるようになる。振出人も「松江藩掛所・佐藤金之助」名の札が増加しており、事実上、藩札同様に機能するようになったことがうかがわれる。ただし、明治改元以前においても城下を含む意宇郡内の村役所が振出人となり、大庄屋や中庄屋が連判者となって発行される連判札も複数、荒木データで確認できるので、維新前においてすでに連判札が城下外でも少しずつ使用されるようになったことが確認できる。

なお、連判者とは異なる裏書き人の性格につき、これまで今日の商業手形裏書のように、札を受領した人物と見る向きが強かった。しかし、表面記載の連判者とのかわり方で観察すると、札の裏面に押捺された印鑑は同一人グループでセットとなっている場合が多い⁶³⁾ 券面表に記載された連判者を含み、さらに連帯保証人となった商家であると考えられる。このような重複保証が札の信用を強固なものとしたのであろう。

以上のような連判札と比較すると、「預り」と言われる札はあきらかに多くの異なった特徴が観察できる。まず第一に、額面が多様であり、端数額もあつ

61) 日銀貨幣館コレクション、ID506239。また、ID506240の土屋豊十郎振り出し連判札も同様である。

62) 『松江市誌』、733頁。

63) たとえば、表5の史料ID506272～276に至る慶応元年7月振り出しの4枚の札裏判は、振出人と連判者すべてを含むと思われる9人の印鑑が、並び順・位置がすべて同一で捺印されており、9人の屋号をまとめて製作し、捺印したと考えられる。

たこと。連判札は2貫文，1貫文が基本で，維新後は3貫文と5貫文も多く振り出されるようになった。しかし，「預り」は48文という端数額から55貫40文という高額に至るまでの不定額であった。「種油代」や「大豆代」，「酢代」というように特定商品の購入代錢額が記入され，文字通り「預り書」として振り出されたため端数額となる場合が多かったとみられる。第二に，「預り」は基本的に転々流通を前提とせず，取引当事者間の券面であるが，札表面の端に「泉屋渡し」「沢屋十左衛門渡し」等と手書きされるものもあって，あきらかに第3者に手渡しされていったことがわかる。中には文政9年に桑屋太助が振り出した札⁶⁴⁾は裏面に約10名の屋号等が記入されたものもある。「引替相渡」あるいは「引替改」の印が押捺されたものもあるが，これが最終的に振出人に戻され，清算が済んだものと思われる。第三に，にもかかわらず，連判札と同様に振り出し(通し)番号が付せられ，1貫文や5貫文の定額札を大量に発行した事例も少なくなかった。「預り」の形式のみを踏襲した，しかし連判者は不在の正錢代わり札と言えよう。これらは藩府の規制外で流通したと考えられる。

残存する「連判札」観察を通して近世におけるその流通実態をうかがった概要は以上のとおりであるが，最後に「松江藩札」との関連を検討しておこう。

すでに前節でふれたように，松江藩札は延宝3年以降，けっして順調ではなかったが18世紀末まで断続的に銀札として流通した。しかし，藩札は寛政元(1789)年に1匁以下の小額銀札発行をもって事実上，錢札に転化し，文政7(1824)年には楮幣方という藩の機関が1貫文，500文の比較的高額な錢札を「臨時」に直接発行し，慶応年間まで流通したとされる。この期の藩札は，表3に明示したように，幕府届け出の「正規」発行と同様な3種銀札額面でされたとの記録もあり判然としないが，領内では錢札として受容されたことは誤りない。しかもその発行額は正規発行額の5倍を超えるものであったが，一方で連判札が城下を中心に手堅く拡大使用されても行った。事例は少ないが，領内

64) 史料 ID506205。この札は、『図録 日本の貨幣』5の巻頭図版45頁に表面のみ掲載されている。

で藩札がスムーズに流通・授受された記録が少ないので、この「臨時」発行分の総額については相当に疑問が消せない。明治維新後に大量発行された分も算入されている可能性もなしとしない。

いずれにしろ、明治4年7月のいわゆる藩札処分時点における流通残高は、「銀札」1匁、3分、2分の他、銭札1貫文、500文と、明治4年にあらたに発行されたばかりの100貫文、5貫文、3貫文、2貫文、1貫文札の10種を合計して銭1,505万289貫文であった⁶⁵⁾。一方、連判札は廃札直前の明治7年1月現在で33万323貫文が流通していた⁶⁶⁾。前節でみたように、明治2年10月よりの1年間で400万貫文の「銭預」(藩府の関与する連判札)が発行されたことがあきらかであり、同7年時点では連判札はすでに相当に償還されていたことになる。個別データにまだあいまいな部分もあるが、断片的なこれら数値を概観する限り、19世紀松江藩札はより高額な連判札と並行的に使用されていたと判断せざるを得ない。明治期に入ると、高額銭札も多く発行されるようになったが、最終的に「藩札処分」が行われるまで、連判札も根強く流通していたといえる。

5 松江藩銭遣いの特徴——むすびにかえて

およそ30年前に観察した、本稿のはじめに概括した松江藩銭遣いに関して、その後の利用可能な限りの第1次史料を分析した結果、以下のようなあらたな知見が得られた。

- 1) これまであきらかでなかった近世前期領内の主要な取引基準貨幣は、近世中期以降の銭貨と異なり、民間経済でも銀貨であった。ただし、農村地域では当初より銀貨の使用は限定されており、少なからず米が貨幣的に使用されていた。このことはこれまで全国的に観察した多くの「銭遣い」地

65) 『松江市誌』939-941頁。

66) 前同書、942-943頁。

域と同じであり、西日本を中心に多く観察できた錢遣い経済が、渡来銭を基準貨幣としていた中世とは非連続であったことをより確定させる。

- 2) 松江藩領の領主および民間経済における銀遣いから錢遣いへの移行は、おおむね18世紀中期から後半にかけて急速に進んだようだ。ただし、鳥取藩や三次藩(広島支藩)に接する藩領南東部に位置する仁多郡のような藩辺境地域では、18世紀末まで銀遣いがより強く持続し、19世紀半ばに至って銀遣いは全面的に錢遣いに移行した。移行時期の違いは、藩経済の独自性がより強く現れる松江城下を中心とした経済圏と、幕末期まで銀遣いであった外部諸藩領との交流が不可避であった地域との差異によるものと思われる。
- 3) 西日本の「錢遣い」地域で、近世中期に銀遣いから移行する場合、いわゆる「錢匁遣い」として展開することが多い。にもかかわらず西日本で松江藩のように、錢貨の通常の呼称である「貫文」ないし「文」に移行した例はきわめて少ない。これまで観察した西日本で同様のケースは薩摩藩領(薩摩・大隅および日向の一部)のみである。ただし、東日本では南部藩領ほか東北地方の多くは高額取引や領主経済でも錢建てであり、少なくとも近世中期以降の松江および薩摩藩領は東北型だったといえる。
- 4) 松江藩領の多くで、18世紀中期より銀遣いから錢遣いに移行した理由は、まだ決定的な要因は把握し難いが、とりあえず銀貨不足の深刻化でやむを得ず錢貨を代用貨幣として使用するうち、取引基準としても錢貨を使用、すなわち錢建て取引が拡大したと考えられる。ただし、西日本ではきわめて稀なケースである、領主経済まで錢建てが基本となってしまう理由は、当面領内民間経済の優位性によるものと考えざるを得ない。その中核となった者は、度重なる御用銀や献納銀の際に藩府に貢献した鉄山師の存在であろう。
- 5) これまで藩札発行や流通停止などの制度的側面についてしか状況がわかっていなかった松江藩札の流通実態について判明する限り検討した結

果、延宝3年以降、宝永～享保の幕令による札遣い停止期と明和期御立派改革の間を除くと、けっして順調ではなかったが流通そのものが途絶することはなかったことが判明した。とりわけ小額通貨不足を補完するため、当初銀札として発行されたものが、19世紀末まで(天明・寛政期)に事実上、錢札に転化したことが、過剰発行による札減価を伴いながらも流通途絶に至らなかった要因と考えられる。流通量は領内での使用頻度が十分でなかったこともあり、享保期幕府届け出高を超えることはなかったようである。ただし、文政期より「臨時」発行分の額は増加し、幕末期には名目額で見ると正規発行額の5倍を超えるほどとなった。それでも明治維新以降の増発量と比べると相当に抑制的であった。

- 6) これに対して、天明期頃より城下町商人の間で使用され始めた連判札は、相対的に高額の紙券であった。すなわち、額面が錢100文以下の藩札に対し、連判札額面は錢1貫文、2貫文が基本であり、棲み分けが行われていたと見てよい。幕末期までの限り、それは城下町ないし近辺周辺で流通し、これまで評価されていたような藩札としての性格を持つことはなかった。維新时期にかけて村役所が発行元になるケースも見られるが、基本は家産ある商人あるいは町年寄が単独で兌換保証を行ったので、額面割れが生じることもなかった。明治初年の経済混乱期には、こうした連判札タイプの紙券が出雲地方で支配的に流通した。

なお、本稿の初めに提起した松江藩領貨幣流通にかんする課題のうち、錢貨供給についてはまったく触れえなかった。地方レベルでのこの種の情報を得ることはほぼ不可能なためである。しかし、松江藩領のように近世中期より領内で藩財政も含めて、ほぼ満面的に錢遣いが浸透した地域ではそれなりに正錢供給がなされたと考えなければ本稿で確認したような状況はあり得ないであろう。つまり、実質錢建ての藩札や連判札の流通拡大を裏付ける正貨は金・銀貨ではなく錢貨でなければならないからである。そうだとすれば、どのように錢

貨を確保したのであろうか。

東北地方の貨幣流通のあり方については今後まだ多くの実証作業が必要であるが、現在の展望としては、この地域では少なくとも近世中期以降は金遣いを基本としながらも錢遣いの比重も小さくはなかったと考えられる。その中で南部藩領では藩財政においても錢遣いの比重がはるかに大きく、当然に領内の商取引でも錢建てが主流であった⁶⁷⁾他の東北地方と比べてより南部藩領の錢貨流通の比重の高さを裏付ける要因はまだ確定し難いが、すでに解明されている史実として、領内における密鑄錢⁶⁸⁾に注目せざるを得ない。南部藩領では享保初期の乾字金出回りによる金貨低落と享保金不足により急激に金遣いから錢遣いへ移行し、その後の経済発展に見合う錢貨供給不足が18世紀後半に、製鉄の盛んな領内北部の北上山地を中心に領内各地で密鑄錢(鉄錢)作りが始まったとされる。しかも、幕府の手前、藩府は当然に取り締まりを強めたが、錢貨不足は藩経済にも悪影響を与えるため、密鑄錢を黙認または藩ぐるみ鑄錢を行っていた疑いもあるという⁶⁹⁾。

こうした問題は、同様に領内では高額取引でも錢貨が用いられた薩摩藩領⁷⁰⁾でも比定可能である。同藩は幕末期に天保通宝を模した琉球通宝を大量に鑄造したことで知られるが、錢遣い優位の藩領内の錢貨需要に対し、どのように錢貨供給が可能であったかはまったく明らかでない。同藩の幕府に対する立ち位置と経済力をもってすれば、琉球通宝以前の密鑄錢を全否定することはできないだろう。

松江藩についても密鑄錢の手掛かりはほぼ皆無に等しい。およそこの種の直

67) 岩橋勝「南部地方の錢貨流通」、『社会経済史学』48-6, 1983年。

68) 鈴木宏「盛岡領における錢遣いと密鑄錢」、『岩手県立博物館研究報告』第10号, 1992年。

69) 前同, 44-45頁。

70) 薩摩藩領が錢遣いである例証はまだ多くを把握していないが、管見の限り少なくとも19世紀の財政史料では高額な計上において錢建てを見ることは珍しくなく(例えば、『鹿児島県史料 齊彬公史料』第3巻, 1983年)、また庶民レベルの日常取引も銀遣いはまれで、錢遣いであった(例えば、芳即正『薩摩の模合と質屋』大和学芸図書, 1980年)。

接証拠を求めることは今後も困難であろう。しかしながら、南部藩と同様、領内には鉄山あり、藩財政を支えた鉄山師の存在がある。鉄銭が大量に鑄造され、全国的に供給されたといわれる明和2(1765)年以降、出雲地方では銭遣いが少しずつ拡大して行った。それに見合う銭貨を領外から呼び込むほどの特産物を持たない松江藩が銭遣い経済を発展させる一つの要因として、独自に銭貨を鑄造する契機は十分であったといえよう。いかに札流通で貨幣不足を凌いだとはいえ、どうしてもそれなりの一定量の正銭は必要であったと思われるからである。今後の課題としたい。

【後記】 本稿執筆のための史料調査にあたり、国文学研究資料館、鳥根県立図書館および日本銀行貨幣博物館収蔵の文献・史料閲覧の便宜を得た。記して謝意を表したい。また本成果は、2008～11年度科学研究費補助金・基盤研究(B)「日本における近代通貨システムへの移行の世界史的意義」(課題番号 20330075, 研究代表者・加藤慶一郎), および2011年度松山大学特別研究助成による研究成果の一部である。